

氷川町農業元気づくり支援事業を実施します

農業経営の安定と産地体制を支援し、氷川町の農業の活性化を図ります。



◆対象者：次の要件①～③をすべて満たすこと

- ① 認定農業者であること
- ② 町税の滞納がないこと
- ③ 受益戸数が3戸以上の農業者で組織する団体であること

◆申込先：

- ・JA各生産部会の加入者⇒各部会事務局
- ・上記以外の人、またはスマート農業普及促進事業に申込希望者⇒農業振興課

◆補助率：事業費の1/3以内

◆申込期限：12月28日(月)まで ※スマート農業普及促進事業は8月31日(月)まで

◆事業内容：下表のとおり。詳しくはお問い合わせください。

| 事業区分 | 事業内容 | 補助対象概要 |
|----------------|---|--|
| いちご品質向上対策事業 | 果実の傷みや病斑予防のための緩衝資材の購入に対する補助 | 品 目:イチゴ 資 材:緩衝資材 事業量上限:20,000円/10アール |
| 施設園芸病害対策事業 | コナジラミ防除に係る新規系統成分薬剤の購入に対する補助 | 品 目:トマト・ミニトマト 資 材:コナジラミ行動制御剤(ベミデタッチ) 事業量上限:使用回数1回分まで |
| 露地野菜重要害虫対策事業 | チョウ目害虫等の防除のための新規登録殺虫剤の購入に対する補助 | 品 目:アブラナ科野菜 資 材:殺虫剤(グレーシア乳剤) 事業量上限:使用回数1回分まで |
| 葉たばこ重要病害対策事業 | 重要病害対策に要する抗菌剤の購入に対する補助 | 品 目:葉たばこ 資 材:抗菌剤(ポリオキシン水溶剤、ベルコート水和剤) 事業量上限:両剤を通じて、使用回数1回分まで |
| 梨重要害虫対策事業 | チョウ目害虫等の防除のための新規登録殺虫剤の購入に対する補助 | 品 目:梨 資 材:交尾阻害剤(コンフェューザーN)、殺虫剤(サムコルフロアブル、フェニックス顆粒水和剤)、展着剤(アピオンE) 事業量上限:資材ごとに、使用回数1回分まで |
| 柑橘類重要病害対策事業 | 黒点病の早期防除のための薬剤の購入に対する補助 | 品 目:柑橘類 資 材:殺菌剤(ジマンダイセン剤、ペンコゼブ水和剤)、展着剤(アピオンE) 事業量上限:資材ごとに、使用回数1回分まで |
| 牛異常産予防ワクチン接種事業 | 牛異常産三種混合ワクチン利用に対する補助 | 家 畜:乳用牛 資 材:牛異常産三種混合ワクチン |
| スマート農業普及促進事業 | ロボット技術や情報通信技術(ICT)を利用した農業用機械などの導入に対する補助 | 50万円未満の農業用機械など ※スマート農業技術カタログ(平成30年農林水産省公表)の分類に類別されるもの |

【お問い合わせ先】 農業振興課 農政係 ☎0965-52-5854

魅力いっぱいの農業者年金に加入しませんか？

—農業者年金の魅力—

- ◆「積立方式」の年金なので、加入者や受給者の数に左右されない、安定した制度です。
- ◆国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人なら誰でも加入できます。
- ◆保険料は、月額20,000円から67,000円の間で自由に設定できます。
- ◆支払った保険料は全額、社会保険料の控除の対象となり、所得税や住民税の節税になります。(節税額は、支払った保険料の15%～30%程度)
※課税所得が150万円(税率15%)の場合の税額

- ①農業者年金に未加入
150万円×15%=22万5千円
- ②農業者年金に加入(保険料月額20,000円、年額24万円の場合)
(150万円-24万円=126万円)×15%=18万9千円

①-②=36,000円節税になります!

- ◆年金は生涯受給できます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。
- ◆農業の担い手として下表の要件を満たす人(青色申告者、認定農業者など)は月額で最高10,000円の国庫補助を活用した政策支援加入ができます。

政策支援加入(保険料の補助)対象者と補助額

| 区分 | 必要な条件 | 国庫補助 | |
|----|--|-------------|------------|
| | | 35歳未満 | 35歳以上 |
| 1 | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 2 | 認定就農者で青色申告者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 3 | 区分1または2の人と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 4 | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人 | 6,000円(3割) | 4,000円(2割) |
| 5 | 35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1を満たすことを約束した後継者 | 6,000円(3割) | |

忘れずご提出を～農業者年金現況届～

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。

農業者年金を受給している人は、必ず現況届を提出してください。

◆現況届が届く時期は…

5月下旬に受給権者へ郵送されます。

◆現況届が提出されないと…

11月の支払いより年金が差し止められます。

◆現況届の提出時期は…

6月30日(火)までに農地課または宮原振興局へ必ず提出してください。

氷川町賃借料情報の提供について

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃借料水準(10アールあたり)は、以下のとおりです。

【田(水稲)の部】

| 締結された地域名 | 平均額 | データ数 |
|----------|---------|------|
| 氷川町全域 | 17,700円 | 132 |

【畑(普通畑)の部】

| 締結された地域名 | 平均額 | データ数 |
|----------|---------|------|
| 氷川町全域 | 10,000円 | 1 |

【畑(樹園地)の部】

| 締結された地域名 | 平均額 | データ数 |
|----------|---------|------|
| 氷川町全域 | 18,400円 | 22 |

※賃借料は、果樹の成木込みの金額。
※データ数は、集計に用いた筆数。

【お問い合わせ先】 農地課 管理係(農業委員会) ☎0965-52-5861